

○自動車等の使用制限事務処理要領の制定について(通達)

(平成2年12月25日岡指第984号/岡運教第347号警察本部長例規)

<b>改正</b> 平成6年5月岡指第319号	平成10年3月岡運教第52号
平成10年6月岡指第246号	平成13年6月岡務第5038号
平成14年3月第5025号	平成14年11月岡指第390号
平成18年11月第370号	平成24年3月岡務第287号
平成28年3月29日岡監第137号	平成31年4月9日岡務第329号
令和3年3月24日岡務第255号	令和4年10月24日岡交企第456号
令和5年1月12日岡指第15号	令和5年10月23日岡指第362号

各部長・参事官・所属長

道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部を改正する法律の施行に伴い、別添のとおり自動車使用制限事務処理要領を制定し、平成3年1月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底させ、適正な運用に努められたい。

なお、道路交通法、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正に伴う自動車の使用制限に関する規定等の運用について(昭和53年11月13日岡交企第374号、岡指第524号、岡免二第997号例規)は廃止する。

別添

自動車等の使用制限事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車等の使用制限の事務処理に関する規程(平成2年岡山県公安委員会規程第11号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事案の認定、報告等

1 下命・容認事案に係る使用制限事案

- (1) 警察官は、道路交通法(以下「道交法」という。)第75条第2項又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条第2項に規定する使用制限事由に該当すると認められる事案を知ったときは、速やかに自動車使用制限事案報告書(様式第1号)に、交通反則切符、交通切符、その他事案の証明に必要な書類を添えて警察署長等(警察署長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び地域部地域課長をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。
- (2) 警察署長等は、(1)の報告を受けたときは、当該報告に係る事案が使用制限事由に該当するか否かを審査した後、使用制限事案に該当すると認めた場合は自動車使用制限上申書(様式第2号。以下「上申書」という。)に、次に掲げる書類のうち事案の証明に必要なものを添えて、交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」とい

う。)を經由して警察本部長に報告するとともに、自動車使用制限事案上申簿(様式第3号)に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

ア 交通反則切符(交通事件原票)の写し

イ 交通切符(交通事件原票)の写し

ウ 現認報告書の写し

エ 捜査報告書の写し

オ 送致書の写し

カ 被疑者又は参考人の供述調書の写し

キ 実況見分調書の写し

ク 事案に係る自動車の自動車検査証の写し

ケ その他事案の証明に必要な書類

## 2 過積載運転行為防止指示に係る使用制限

(1) 交通指導課長は、道交法第75条の2第1項又は運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条の2第1項に規定する過積載運転行為防止指示に係る使用制限の事由に該当すると認められる事案を知ったときは、当該事案に係るそれぞれの過積載運転行為を処理した警察署等から、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第8条の2に規定する通行指示書(3枚目のもの)の写し、重量測定カードの写し及び1(2)に掲げる事案の証明に必要な書類の送付を求めるものとする。

(2) 交通指導課長は、使用制限事由に該当すると認められる事案について、警察署長等から送付された書類等の資料に基づき、当該事案が使用制限事由に該当するか否かを審査した後、該当すると認められる場合は上申書を作成し、当該上申書に事案の証明に必要な書類を添えて警察本部長に報告するものとする。

## 3 最高速度違反行為防止指示に係る使用制限

(1) 交通指導課長は、道交法第75条の2第1項又は運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条の2第1項に規定する最高速度違反行為防止指示に係る使用制限の事由に該当すると認められる事案を知ったときは、当該事案に係るそれぞれの最高速度違反行為を処理した警察署等から、最高速度違反登録票(2枚目のもの)の(乙)の送付及び1(2)に掲げる事案の証明に必要な書類を求めるものとする。

(2) 2(2)の規定は、最高速度違反行為防止指示に係る使用制限に準用する。

## 4 過労運転防止指示に係る使用制限

(1) 交通指導課長は、道交法第75条の2第1項又は運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条の2第1項に規定する過労運転防止指示に係る使用制限の事由に該当すると認められる事案を知ったときは、当該事案に

係るそれぞれの過労運転行為を処理した警察署等から、送致書の写し及び事案の証明に必要な書類を求めるものとする。

(2) 2(2)の規定は、過労運転防止指示に係る使用制限に準用する。

#### 5 放置違反金納付命令に係る使用制限

交通指導課長は、道交法第75条の2第2項又は運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条の2第2項に規定する放置違反金の納付命令に係る使用制限事由に該当すると認められる事案について、警察庁から通報を受理した場合は、当該車両に係る道交法第51条の4第5項に定める放置違反金の納付を命ずる文書及び道交法第75条の2第3項において準用する道交法第75条第9項に定める、放置違反金納付命令書、使用制限書の写しを取り寄せ、車両使用制限命令事案報告書(様式第4号)を作成し、事案処理の経過を明らかにするものとする。

### 第3 審査

1 交通指導課長は、第2の規定により上申書の送付を受けたとき及び警察庁から第2の5の規定により通報を受けたとき並びに他の都道府県公安委員会(以下「他府県公安委員会」という。)から使用制限事案の移送を受けたときは、当該事案が使用制限の事由に該当するか否か、事実の認定に誤りがないか、事実の証明が十分であるかについて審査するものとする。

2 1により審査した結果、使用制限処分事由に該当すると認められたときは、道交法第75条第2項及び第75条の2第1項の規定に基づき自動車の使用制限の命令を行う場合は自動車使用制限事案聴聞依頼書(様式第5号)により、又は道交法第75条の2第2項の規定に基づき車両の使用制限命令を行う場合は車両使用制限事案聴聞依頼書(様式第6号)により関係書類を添付して運転管理課長に送付するものとする。

3 第2の2から4までの規定で使用制限命令の対象となる自動車は、指示を受けた使用者又は運転代行業法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者(以下「使用者等」という。)が使用する自動車であり、かつ、自動車の使用制限命令の事由となる運転者の違法行為に用いられた自動車であることから、当該自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者等が変更された場合等は、自動車の使用制限命令は行わないものとする。

4 第2の5の規定で使用制限命令の対象となる車両は、納付命令を受けた使用者又は運転代行業法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者(以下「使用者等」という。)が使用する車両であり、かつ、放置違反金の納付命令に係る使用制限事由に該当すると認められる運転者の違法行為に用いられた車両であることから、当該車両が滅失した場合、当該車両の使用者等が変更された場合等は車両の使用制限命令は行わないものとする。

### 第4 聴聞

1 第3の2により自動車使用制限事案聴聞依頼書又は車両使用制限事案聴聞依頼書を受理した運転管理課長は、聴聞に関する事務処理を行うものとする。

なお、聴聞に関する事務処理は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)により行うものとする。

- 2 運転管理課長は、聴聞を行った結果を車両使用制限事案聴聞結果書(様式第7号)により、速やかに関係書類とともに交通指導課長に引き継ぐものとする。
- 3 交通指導課長は、道交法第75条の2第2項に基づく車両の使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者(以下「当事者」という。)に聴聞通知書を送付(交付)したときは、受領書(様式第8号)を徴するものとする。ただし、聴聞通知書の発出にあたっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙(以下「反則告知等」という。)を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留し、反則金の納付、公訴の提起等により放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうかを見極めるものとする。
- 4 交通指導課長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第12条の規定に基づき、当事者の所在が判明する場合は聴聞公示書(様式第9号)により、当事者の所在が判明しない場合は聴聞公示書(様式第10号)により車両の使用制限に係る聴聞の期日及び場所の公示を行うものとする。

#### 第5 処分の執行と報告

- 1 警察本部長は、使用制限が決定されたときは、当該使用制限を執行する警察署長に自動車使用制限執行指揮書(様式第11号)又は車両使用制限執行指揮書(様式第12号)に、規程第5条第1項に規定する自動車使用制限書又は規程第10条に規定する車両使用制限書及び規則第9条の15に定める別記様式第5の3の標章(以下「運転禁止標章」という。)を添えて送付するものとする。
- 2 警察署長は、使用制限を執行するときは、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 使用制限の処分を受ける車両の使用者等(以下「被処分者」という。)に対し、身分証明書、運転免許証等の提示を求めて被処分者の確認を行うこと。
  - (2) 登録(車両)番号により使用制限に係る車両であることを確認すること。
  - (3) 被処分者に対し、口頭により処分の理由を告げること。
  - (4) 使用制限書には交付年月日、命令年月日及び運転禁止の期間を記載し、標章には運転禁止の期間を記載すること。この場合において、命令年月日及び運転禁止の期間の最初の日は、当該使用制限の執行の日を記載すること。
  - (5) 使用制限を執行した場合に使用制限に係る車両が、道路上又は被処分者の業務の安全等を阻害すると認められる場所にあるときは、被処分者が希望する車庫その他適当な場所に移動させた後使用制限を執行すること。
  - (6) 運転禁止標章は、当該使用制限に係る車両の前面の見やすい箇所に着目するものとする。

(7) 命令を受けた使用者等は、命令の期間内に命令に係る車両を運転し、又は運転させてはならないこととなるが、命令の履行を確保するため、当該車両の使用の状況について調査する等の措置を講ずるものとする。

3 警察署長は、使用制限を執行したときは、使用制限書を交付するとともに、直ちに次に掲げる事項を被処分者に対して告知するものとする。

(1) 使用制限書に審査請求に関する事項が記載されていること。

(2) 何人といえども運転禁止の期間中に、使用制限に係る車両を運転し若しくは運転させた場合、又ははり付けられた標章を破損し、汚損し、若しくは取り除いたときは、道交法第 119 条第 2 項第 5 号、第 121 条第 1 項第 10 号若しくは第 123 条又は運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 119 条第 2 項第 5 号、第 121 条第 1 項第 10 号若しくは第 123 条の規定により罰せられること。

(3) 運転禁止の期間が満了したときは、原則として警察官において標章を取り除くこと。ただし、運転禁止の期間満了後、警察官が取り除くまでの間に当該車両を運転する必要がある場合には、被処分者において取り除くことができること。被処分者において標章を取り除いた場合は、使用制限を執行した警察署長にその旨報告すること。

## 第 6 事業所カードの作成

交通指導課長は、規程第 5 条第 4 項に規定する自動車使用制限処分執行報告書又は規程第 10 条第 2 項に規定する車両使用制限書分執行報告書を受理したときは、事業所カード(様式第 13 号)に処分結果に関する事項を記入し整理するものとする。

## 第 7 標章除去申請の受理

1 警察署長は、道交法第 75 条第 10 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 75 条第 10 項の規定により、使用制限を執行された車両の標章の除去申請を受けたときは、規則第 9 条の 16 に規定する別記様式第 5 の 4 の標章除去申請書に添付された書面について審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権限を有するものであり、かつ、当該自動車を処分対象者に使用させることがないことを確認の上、関係書類を添えて車両使用制限標章除去申請受理報告書(様式第 14 号)により警察本部長に報告するとともに、車両使用制限標章除去申請処理簿(様式第 15 号)に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 警察署長は、1 の申請の受理に当たっては、誓約書(様式第 16 号)の提出を申請者に求めるものとする。

## 第 8 自動車運送事業者等に係る取扱い

### 1 通知及び意見聴取の時期

車両の使用制限に係る処分基準に基づき、当該自動車運送事業者等に係る処分期間を算定した時点において行うものとする。

## 2 意見聴取に基づく処置

監督行政庁から意見があった場合は、使用制限命令を発動する上での参考とするものとする。

意見聴取に基づき、処分量定期間、処分実施時期の変更等を行う場合には、当該処分事案の内容、被処分者の危険性、公共性の確保等について慎重に検討の上、社会的に相当と認められる範囲内で行い、同一の条件にある者について不公平な取扱いとならないように配慮するものとする。

なお、意見聴取した事案について処分を行った場合は、当該処分の結果を当該監督行政庁に通知するものとする。

## 第9 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
自動車使用制限事案報告書	作成した所属	3年
自動車使用制限上申書	交通指導課	3年
自動車使用制限事案上申簿	作成した所属	3年
車両使用制限命令事案報告書	作成した所属	3年
通行指示書(写し)	交通指導課	3年
最高速度違反登録票(乙)	交通指導課	3年
自動車使用制限命令事案報告書	交通指導課	3年
自動車使用制限事案聴聞依頼書	運転管理課長	3年
車両使用制限事案聴聞依頼書	運転管理課長	3年
自動車使用制限事案聴聞結果書	交通指導課	3年
車両使用制限事案聴聞結果書	交通指導課	3年
受領書	交通指導課	3年
自動車使用制限執行指揮書	受理した所属	3年
車両使用制限執行指揮書	受理した所属	3年
事業所カード	作成した所属	3年
車両使用制限標章除去申請受理報告書	交通指導課	3年
車両使用制限標章除去申請処理簿	作成した所属	3年
誓約書	受理した所属	3年